



鳥取県公報

平成14年 8月23日(金)
第 7 4 1 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則を 廃止する規則 (90) (税務課)	1
告 示	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例による委員の公募 (448) (総務課)	1
	大規模小売店舗の新設の届出 (449) (経済交流課)	2
	土地改良法による換地処分 (450) (耕地課)	3
公 告	土地収用法による収用及び使用の裁決手続の開始 (管理課)	3
	土地収用法による審理の開始 (")	4
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課)	4

規 則

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成14年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第90号

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則を廃止する規則

市町村に対する普通交付税及び地方特例交付金の額の算定に関する規則 (昭和62年鳥取県規則第55号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第448号

鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例 (平成14年鳥取県条例第54号) 第 4 条第 1 項の規定による公募をするので、鳥取県日野郡民行政参画推進会議の委員の公募及び抽選に関する規則 (平成14年鳥取県規則第85号) 第 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成14年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

公募の期間 平成14年 9月24日 (火) から同年10月 1日 (火) まで

鳥取県告示第449号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら境港店
境港市浜ノ町56 - 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
株式会社しまむら 代表取締役 藤原秀次郎
埼玉県さいたま市宮原町二丁目19 - 4
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年 3月26日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,317.3^m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 56台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 10台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 82.03^m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 38.61^m³
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 8時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9時30分から午後 8時15分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
ア 出入口の数 3か所

イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時から午後8時まで

7 届出年月日

平成14年7月25日

8 縦覧に供する書類

大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間

平成14年8月23日から4月間

10 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

11 意見書の提出

境港市の区域内に居住する者、境港市において事業活動を行う者、境港市の区域をその地区とする商工会議所その他の境港市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第450号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区（第3工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成14年8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成14年8月23日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 起業者の名称

鳥取市

2 事業の種類

市道晩稲飛行場線改築事業（鳥取市賀露町字西横枕地内から同市同町南四丁目地内まで）及びこれに伴う一級河川千代川水系湖山川左岸河川管理用道路^{かさ}高上工事

3 収用及び使用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成14年 8月 8日

4 収用及び使用の裁決手続を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土 地 所 有 者		土地に關して權利を有する關係人			
所在	地番	地 目		全筆の地積(m ²)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積(m ²)	使用の裁決手続の開始を決定した土地の地積(m ²)	氏 名	住 所	氏名	住所
		土地登記簿上のもの	現況	土地登記簿上のもの	実測						
鳥取市 賀露町 南四丁目	2336	畑	畑	297	307.43	75.48	11.89	上根虎藏	鳥取市賀露町南四丁目5-19	なし	

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり審理を開始する。

平成14年 8月23日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 期日

平成14年 8月27日（火）午後2時

2 場所

鳥取市立川町六丁目176

鳥取県東部総合事務所 5階 講堂

3 件名

市道晩稻飛行場線改築事業（鳥取市賀露町字西横枕地内から同市同町南四丁目地内まで）及びこれに伴う一級河川千代川水系湖山川左岸河川管理用道路^{かさ}嵩上工事

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年 7月16日付鳥取県公報第7400号中調達公告公募型指名競争入札の実施（9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事（1工区）に係るものに限る。）は、廃止する。

平成14年 8月23日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

- (1) 工 事 名 9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事（1工区）
- (2) 工事場所 鳥取市布勢
- (3) 工事内容

本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工により、布勢総合運動公園陸上競技場の改修工事を行うものである。

(4) 工事の規模、構造等

全 天 候 舗 装 工 A = 13,145㎡

表層アスファルト舗装工 A = 12,382㎡

上 層 路 盤 工 A = 5,904㎡

下 層 路 盤 工 A = 693㎡

競 技 設 備 一 式

- (5) 工 期 平成14年10月から平成15年3月28日まで
- (6) 予定価格 573,500,550円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、県外に本店を有する者1名と県内に本店を有する者2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、20パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について。以下「入札参加資格告示」という。）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、ほ装工事に係るものを有すること。

ウ 平成14年8月23日（金）から同月30日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

エ 平成14年4月1日（月）からおって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

オ 次の技術者を有していること。

常勤の正社員であり、かつ、舗装施工管理技術者の登録（共同企業体の代表者にあっては、1級に係るものに限る。）を受けている者であって、アスファルト合材の品質管理を行うことができる者 1名以上

カ 次の作業員を有していること。

常勤の正社員であって、アスファストフィニッシャーを操作できる者、マカダムローラーを操作できる者、タイヤローラーを操作できる者及びブレーキマン（舗装において、最後の微調整を専門的に行う者をいう。） 各1名以上

（アスファストフィニッシャーを操作できる者は、他の機械を操作できる者と兼ねることができる。）

キ 次の舗装用機械を備えていること。

自己が保有し、又はリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定による耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）の70パーセント以上（法定耐用年数が10年以上の場合は、60パーセント以上）120パーセント以下であるリース契約（リース料金の総額がリース物件の取得価格と諸費用との合計額におおむね相当する契約で、中途に解約することが禁止されているものに限る。）により使用する次の表に掲げる機械

機 械 名	能 力 等
モータグレーダー	ブレードの長さが3.1メートル以上のもの
アスファルトフィニッシャー	施工が可能な幅が4.5メートル又は8.5メートルのもの
マカダムローラー	両輪駆動又は全輪駆動で車両の重量が10トン以上のもの
タイヤローラー	車両の重量が8トン以上のもの

ク 表層工、基層工及び上層路盤工（特殊工法部分、路面切削、側溝及び街きよを除く。）を下請け業者の施工によらずに自ら施工できること。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

イ 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している財団法人日本陸上競技連盟が定める第1種又は第2種の公認陸上競技場に係る全天候舗装工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、代表者として施工したものに限る。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 平成5年度以降に同種工事を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(イ) 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(ウ) ほ装工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる監理技術者に加え、ウの(イ)及び(ウ)に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

ア ほ装工事業について、建設業法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。

イ 入札参加資格のうち、ほ装工事のA級に係るものを有し、かつ、入札参加資格告示5による資格決定通知書に記載されたほ装工事における総合点数が980点以上であること。

ウ 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

(ア) 主任技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級又は2級の土木施工管理の検定に合格した者であること。

(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の土木施工管理の検定に合格した者であり、かつ、ほ装工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

エ 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場

合には、本件工事の施工期間中、ウに掲げる主任技術者又は監理技術者に加え、ウの(ア)又は(イ)に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年8月23日(金)から同月30日(金)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujuhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年8月23日(金)から同月30日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡郡家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)の(ア)と同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)とする。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されずとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

